

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
の翌日)

目次

- ◇ 告示 字の区域の新設等
結核予防法による医療機関の指定
馬伝染性貧血検査の実施
土地改良法による換地処分
都市計画の変更に係る案の縦覧(四件)
建築基準法による道路の位置の指定
収入証紙の小売りさばき人の廃止
収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◇ 正 誤 昭和五十一年六月鳥取県告示第四百六十六号中訂正
昭和五十一年六月鳥取県告示第四百六十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による八上地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十年九月三十日現在の地番による。)
大字天神原 字西坂本	大字天神原字下坂本の全域並びに大字天神原字上坂本五五〇、五五〇内第一、五五一及び五五二並びに五五〇、五五〇内第一、五五一から五五三まで及び五五五から五五九までと一体をなす国有地の一部

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十年九月三十日現在の地番による。)
大字曳田字柿ヶ坪	大字曳田字柿ヶ坪のうち一七四の二、一七六の二、一七八の一、一七八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字曳田字清水尻りのうち六二二の一の一部、六一四から六一六までの一部、六二二の一部、六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字藪ヶ鼻五

	<p>大字 曳田 字 清水尻り</p>	<p>四五の一、五四五の二、五四七の一部、五四八から五五一まで、五五一の二、五五二、五五三及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字五反田六二五の一部並びに大字曳田字寺ノ前六七〇の一部、六七一の一部、六七二の一、六七三の一部、六七四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六七四の一及び六七五の一と一体をなす国有地</p>	
<p>大字 曳田字五反田のうち六二五の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字藪ヶ鼻五四七の一部及びこれと一体をなす国有地、大字曳田字清水尻り六二二の一の一部、六一四から六一六までの一部、六二二の一部、六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字小寺六三一の一部、六三二の一部、六三三の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字二反田六四七の一部、六五〇の一の一部、六五三の一部、六五三の一の一部、六五四から六五六まで、六五六内第一、六五七の一部、六五八の一部、六六四の一の一部、六六六から六六八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字寺ノ前六六九から六七一までの一部、六七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字祝神七〇二、七〇三、七〇五、七〇六及び七〇八の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字 曳田字小寺のうち六三一の一部、六三二の一部、六三三の一の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
<p>大字 曳田字馬場</p>	<p>大字 曳田字祝神</p>	<p>大字 曳田字寺ノ前</p>	<p>大字 曳田字小寺</p>
<p>大字 曳田字馬場のうち七二五の二並びに七一〇及び七一五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字 曳田字祝神のうち七〇二、七〇三、七〇五、七〇六、七〇八の一及び七〇八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字 曳田字寺ノ前のうち六六九から六七一まで、六七二の一、六七三、六七四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六七四の一及び六七五の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>有地以外の区域、大字曳田字柿ヶ坪一七四の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字曳田字五反田六二七の一部及びこれと一体をなす国有地、大字曳田字二反田六四七の一部、六五〇の一の一部、六五〇の二、六五一、六五二、六五二内第一、六五三の一部、六五三の一の一部、六五七の一部、六五八の一部、六五九、六六〇、六六〇内第一、六六一、六六二の二から六六二の三まで、六六四の一の一部、六六四の二、六六四の三、六六六から六六八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字寺ノ前六六九の一部、大字曳田字祝神七〇八の一と一体をなす国有地の一部、大字曳田字馬場七一〇と一体をなす国有地の一部並びに大字曳田字目黒田七二〇の一部、七二三の一部、七二三の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字曳田字目黒田</p>	<p>大字曳田字目黒田のうち七二〇の一部、七二三の一部、七二三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字柿ヶ坪一七四の二の一部、一七六の二、一七八の一、一七八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字馬場七二五の二及びこれと一体をなす国有地、大字曳田字宮ノ上エ七四六の二の一部、七四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字古屋敷七四七の二、七四八の三、七四八の五、七四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字曳田 字宮ノ上エ</p>	<p>大字曳田字宮ノ上エのうち七四四の二の一部、七四六の二の一部、七四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字古屋敷七四九の二の一部並びに大字曳田字荒神田八〇六の二の一部</p>	<p>大字曳田字古屋敷</p>	<p>大字曳田字古屋敷のうち七四七の二、七四八の三、七四八の五、七四九の二、七五二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字曳田 字脊戸早焼</p>	<p>大字曳田字脊戸早焼のうち七六二の二、七六四の二、七六七の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字曳田字荒神田のうち七九八から八〇〇までの一部、八〇六の二の一部、八〇七の一部、八〇八の一部、八〇八の内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字古屋敷七五二の二、大字曳田字脊戸早焼七六二</p>
<p>大字曳田字荒神田</p>	<p>の二、七六四の二、七六七の八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字茶園畑八三〇の一部、八三〇内第一の一部、八三一の一部、八三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字曳田字焼橋</p>	<p>大字曳田字焼橋のうち八二二の二の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字宮ノ上エ七四四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字曳田字荒神田八〇六の二の一部、八〇七の一部、八〇八の一部、八〇八内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字曳田字蒲田</p>	<p>大字曳田字蒲田のうち八二三、八二三の一、八二四の二、八二五の一、八二六、八二七、八二八の一、八二八の二、八二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字曳田字茶園畑</p>	<p>大字曳田字茶園畑のうち八三〇の一部、八三〇内第一の一部、八三一の一部、八三二の二の一部、八三二の二の一部、八三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字荒神田七九八から八〇〇までの一部、八〇七の一部、八〇八内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字焼橋八二二の二の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字蒲田八二三、八二三の一、八二四の二の一部、八二八の二の一部、八二九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字権現ノ前八三九の二の一部及び八四一の一</p>	

<p>部</p>	<p>大字曳田字権現ノ前のうち八三九の一の一部、八四一の一部、八四三の二の一部、八四四の一部及び八四五の一部以外の区域、大字曳田字蒲田八二四の二の一部、八二五の一、八二六、八二七、八二八の一の一部、八二八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字茶園畑八三二の一の一部、八三三の二の一部、八三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字大早焼八六六の一の一部、八六九の一部、八七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字傍示境八八四の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字曳田字大早焼のうち八六六の一の一部、八六九の一部、八七〇の一部、八七四の一部、八七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字権現ノ前八四三の二の一部、八四四の一部及び八四五の一部、大字曳田字天神原境八七七の一部、八七八の一から八七八の四までの一部、八七八内第一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字傍示境八八〇の一の一部、八八〇の四、八八〇の五、八八一の一、八八一の二、八八三の一、八八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字曳田字天神原境のうち八七七の一部、八七八の二から八七八の四までの一部、八七八内第一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字大早焼八七四の一部</p>
<p>大字曳田 字天神原境</p>	<p>大字曳田字傍示境</p>	<p>大字天神原 字サン田</p>	<p>大字天神原 字圓能田</p>
<p>及び八七五の一の一部、大字曳田字傍示境八七九の一、八八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字下早焼二六六から二六九までの一部、二七〇、二七二の一部、二七二、二七三の一、二七三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字天神原字上早焼三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字曳田字傍示境のうち八七九の一、八八〇の一、八八〇の四、八八〇の五、八八一の一、八八一の二、八八三の一、八八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字天神原字サン田のうち二二四の一部及び二二六の一部以外の区域、大字天神原字圓能田一三三から一三五まで、一三五の一、一三六の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字五斗代一四四の一部、一四五の二の一部、一四六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字天神原字井手ノ手一八五の一部、大字天神原字九文京一八七の一部、一九〇の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字天神原字サタラ一九九の一の一部及び一九九次一の一部</p>	<p>大字天神原字圓能田のうち一三三から一三五まで、一三五の一、一三六の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字天神原字五斗代一四一の一、一四二の八、一四三の三、一四四の一部、一四五の二の一</p>

字天神原字河下三六四から三六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字天神原字河下のうち三六四から三六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字天神原字天神ノ下二二五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字天神原字前田三五一の一部、三五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五五から三五七まで及び三五七の二と一体をなす国有地の一部

大字天神原字上坂本のうち五五〇、五五〇内第一、五五一及び五五二並びに五五〇、五五〇内第一、五五一から五五三まで及び五五五から五五九までと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字曳田字藪ヶ鼻、大字曳田字二反田、大字天神原字天神ノ下及び大字天神原字下坂本

鳥取県告示第五百十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年六月一日	臼井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五番地

鳥取県告示第五百二十号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

馬伝染性貧血予防のため

二 実施する区域

米子市尾高

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬

四 実施の期日

昭和五十一年七月十六日

五 検査の方法

チヨツケ試験管法

鳥取県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定

に基づき、八上土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る八上地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類

米子境港都市計画道路

三・三・二号米子中央線

三・四・七号青木団地線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・三・二号米子中央線

追加する部分

米子市八幡字畑田及び日原字家の前

変更する部分

米子市福市字鶴田、字鋤ヶ崎、字小深田、字小深田北、字南御所原、字御所原、字四ツ塚谷、字六反田、字長畑、字下大谷、字古宮畑、字式新庄、字亀甲及び字竹ノ下、兼久字下新田、字水落及び字八反坪、日原字水落、字正源寺、字折返、字穴田、字道狹及び字八反坪、宗像字東前田、字屋敷前田、字前田、字向田、字家ノ上、字西前田、字向田地主木、字砂見前及び字乞食谷並びに長砂町

(2) 三・四・七号青木団地線

変更する部分

米子市福市字鶴田及び字亀甲並びに兼久字上新田

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十一年七月七日から昭和五十一年七月二十日まで

鳥取県告示第五百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類

米子境港都市計画道路

三・五・一号米子駅境線(変更後三・三・七号米子駅境線)

三・五・三号美保航空線

三・三・八号民航ターミナル線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・五・一号米子駅境線

追加する部分

境港市小篠津町字柳川頭、字竜ヶ山及び字角藪並びに佐斐神町字行測並びに米子市葭津字貫地田灘、字新川灘、字下前、字上荒山、字下荒山及び字大山並びに大篠津字中原ノ二、字西外堀、字大西及び字西外堀地先の国有地

変更する部分

境港市渡町字砂折口、字上灘、字大沢、字清次郎開、字屋敷跡及び字東柳川、小篠津町字棧、字砂屋敷、字西砂、字下麦垣、字松明田、字大松山、字乳母田、字外道塚、字下松中、字荒神通、字川本及び字稚児畑並びに佐斐神町字行測の一、字岡の出口、字藤塚及び字垣ノ内並びに米子市葭津字跡落、字北跡落、字荒神前、字山下灘、字外堀前、字壹里塚沖、字榊田、字貫地田、字中川灘及び字後灘並びに大篠津字藤兵衛堀、字中津賀及び字垣ノ内

削除する部分

境港市小篠津町字川本の一並びに米子市葭津字志呂及び字葭津濱道並びに大篠津字中原ノ三、字狼寄、字茅原、字出口、字内堀、字久左衛門沢、字桑ノ木及び字東外堀

(2) 三・五・三号美保航空線

追加する部分

境港市小篠津町字角藪

変更する部分

境港市佐斐神町字下東屋敷、字下西屋敷、字丸塚、字行測の一及び字行測並びに小篠津町字川本の一

(3) 民航ターミナル線

追加する部分

境港市佐斐神町字城の内並びに小篠津町字角藪、字川本及び字川本の一

三 都市計画の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

四 縦覧期間

昭和五十一年七月七日から昭和五十一年七月二十日まで

鳥取県告示第五百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類

米子境港都市計画緑地

第二号 中浜緑地

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

境港市佐斐神町字行測、字行測の一、字城の内及び字一ツ松並びに

小篠津町字角藪、字川本の一、字川本及び字七畝畑

三 都市計画の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

四 縦覧期間

昭和五十一年七月七日から昭和五十一年七月二十日まで

鳥取県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事と意見書を提出することができる。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類

米子境港都市計画公園

第八・四・一号 福市公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市福市字六反田及び字吉塚ノ巻

三 都市計画の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十一年七月七日から昭和五十一年七月二十日まで

鳥取県告示第五百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年七月六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	倉吉市下余戸二九	道路の位置の指定場所	倉吉市下余戸字稲岡一五九	道路の幅員及び延長	幅員 四・九〇メートル 一・二・〇〇メートル 延長 四二・〇〇メートル
中井 薫	路	道路の位置の指定場所	一七及び一五九一七地先水路	道路の幅員及び延長	幅員 四・九〇メートル 一・二・〇〇メートル 延長 四二・〇〇メートル

鳥取県告示第五百二十七号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日 住 所 氏 名

昭和五十一年六月二十九日 日野郡日野町黒坂 株式会社山陰合同銀行 黒坂出張所長

東伯郡東伯町 株式会社山陰合同銀行 八橋支店長

鳥取県告示第五百二十八号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日 指定番号 住 所 氏 名 売りさばき場所

昭和五十一年六月二十九日 三八六 鳥取市元魚町 株式会社山陰合同銀行鳥取西支店長 住所と同じ。

〃 三八七 鳥取市元町 株式会社山陰合同銀行鳥取南支店長 住所と同じ。

〃 三八八 倉吉市西町 株式会社山陰合同銀行倉吉西町支店長 住所と同じ。

〃 三八九 境港市外江町 株式会社山陰合同銀行外江支店長 住所と同じ。

〃 三九〇 米子市錦町三丁目 株式会社山陰合同銀行米子西支店長 米子市錦町三丁目 一〇五番地六

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年七月六日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年七月十五日 午前十時三十分から

米子市桃町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 米子市福市一、二四五番地 西村郁夫

2 西伯郡淀江町大字福頼二九三番地 松原秀雄

三九一 米子市明治町 株式会社山陰合同銀行 米子駅前支店長 住所と同じ。

河崎地区移動出張所
米子市河崎
一七四〇番七
粟島地区移動出張所
米子市彦名町
九四四番地

正 誤

昭和五十一年六月鳥取県告示第四百六十六号(町の区域の変更等について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段行

誤

正

二 下 八

赤子田字七反田九〇の一
の一部及びこれらと一体
をなす国有地

赤子田字七反田九〇の一
の一部及びこれらと一体を
なす国有地

昭和五十一年六月鳥取県告示第四百六十七号(字の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段行

誤

正

六 上 から一

川九六の一

三九六の一

六 下 から十及び十一

三二四の一から三二四の
三まで

三二四の一から三二四の
三まで

七 下 九

一七二(合併一七三から
一七五まで)

一七二(合併、一七三から
一七五まで)

七 下 から九

二七二の一の一部、二七
二の一の一部

二七二の一の一部、二七
二の一の一部

八 上 二

七四の三まで

七四の三

十一 上

大字常袋字上ミ三昧

大字布袋字上ミ三昧

十一 上 五

大字布袋上ミ三昧

大字布袋字上ミ三昧

十一 上 十一

大字布袋上ミ三昧

大字布袋字上ミ三昧

十一 下 五

一一一の一部

一一一の一部

十五 下

大字稲常字前河原式

大字稲常字前河原巷

十六 下

大字袋河原字境の三六四
の一の一部

大字袋河原字境三六四の
一の一部

十六 下

三七〇の一部

三七〇の一部

終わりか
ら五及び
六